

栃木県労働基準協会連合会

平成25年3月1日

発行

(社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築湖町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

第5号

発行人

細谷正英

印刷 鈴木印刷株式会社

Contents

栃木労働局主催 登録教習機関連絡会議が開催さる …… 1	労働基準法施行規則改正のお知らせ(平成25年4月1日施行) …… 8
労働災害発生状況(平成25年2月8日現在) …… 2	地区労働基準協会めぐり⑤ …… 9
地区労働基準協会事務連絡打合せ会議を開催他 …… 3	地区労働基準協会情報 …… 10
中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ …… 4	改正高年齢者雇用安定法が施行(平成25年4月1日から) …… 11
中小企業無災害記録日数表 …… 5	技能講習の講習料が平成25年度から改訂されます …… 12
平成25年度各種技能講習等実施計画表 …… 6	編集後記 …… 12
受講申込案内 …… 7	



栃木労働局主催

登録教習機関連絡会議が開催さる

平成25年1月17日(木)に宇都宮第二地方合同庁舎会議室において、平成24年度登録教習機関連絡会議が開催され、県内で建設機械等の運転の技能講習や各種の作業主任者の技能講習を実施している登録教習機関28社・団体、約40名が出席しました。

会議冒頭で小倉一夫健康安全課長が挨拶に立たれ、日頃の教習機関の活動が災害防止に大きく寄与していることに謝

挨拶に立つ小倉健康安全課長

意を示されたあと、24年の災害発生状況は高い水準で推移し、死亡者数も昨年を上回ったこと等が紹介されました。

19件の死亡災害のうちフォークリフト関係は3件、クレーン関係は1件であることが説明されました。

また、昨年10月に栃木労働局長から防災団体等に無災害運動の展開を緊急要請されておりましたが、各地区において教育・研修講座の開設や安全宣言活動など意趣を凝らした活動が取り組まれて、災害件数は増加したが、年度途中からは増加率が減少し、結果として増加に歯止めがかかったとのことでした。

また、県内では該当はないが他県の登録教習機関で発生した不正事案についても説明され、厳正な講習の実施が呼びかけられました。

次に、安全専門官が資料等をもとに説明に立ち、「新たな解体用車両系建設機械の追加に伴う技能講習の見直し(案)」についてや、5年毎の「登録教習機関更新申請」の要点について説明があり、更に登録教習機関の業務についての留意事項について、関係書類の作成等を含めて詳細な説明がなされました。

出席者からは特段の質疑はありませんでしたが、閉会後には各機関が個別の相談や確認の指導を受けておりました。

労働安全衛生法等に基づいて行われる技能講習を修了すると、大きなパワーを持つ建設機械を運転することや、有害物を取扱う作業の中心的作業員になれる半面、未熟な技能や不完全な知識のまま技能講習を修了すると、大災害の発生の可能性を残したまま現場作業が行われることになるため、各機関の出席者は真剣な表情で会議に臨んでいました。

[栃木労働局健康安全課]
労働災害発生状況 (平成25年2月8日現在 速報)

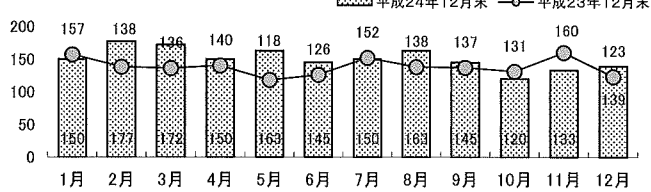
栃木労働局 健康安全課

業種別労働災害発生状況 (12月末)

区分	平成 22 年		平成 23 年		平成 24年(速報)		対23年比
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業	1,679	26	1,656	15	1,807	19	+9.1%
製造業	477	5	519	2	586	3	+12.9%
建設業	244	9	257	8	259	5	+0.8%
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	240	2	173	2	212	4	+22.5%
その他の事業	678	9	663	3	712	7	+7.4%

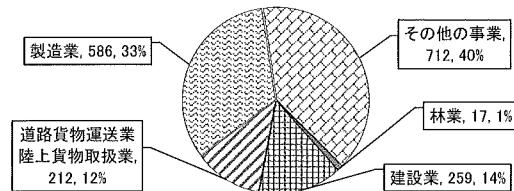
注) 休業4日以上 of 死傷病報告書による統計で、死傷者数のなかに死亡者数を含む。

1. 月別 労働災害発生状況(全産業)



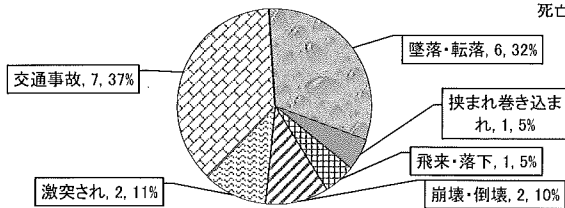
2. 業種別 労働災害発生状況 (休業4日以上:全産業)

平成24年12月末



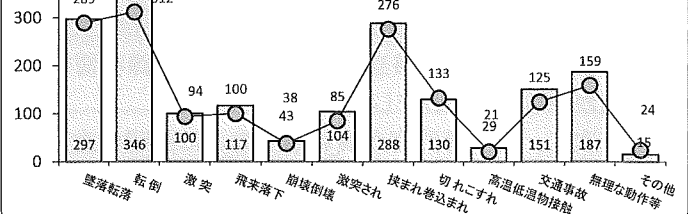
3. 事故の型別 死亡労働災害発生割合

平成24年12月末
死亡者数 19人



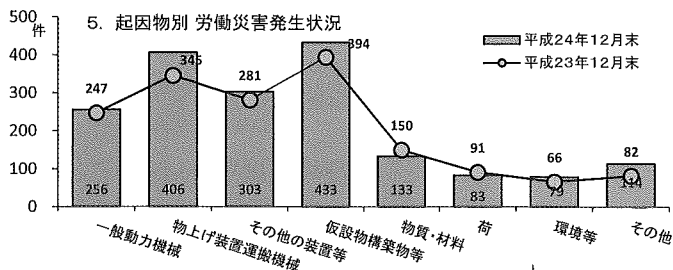
4. 事故の型別 労働災害発生状況

平成24年12月末 (shaded bars), 平成23年12月末 (line with circles)



5. 起因物別 労働災害発生状況

平成24年12月末 (shaded bars), 平成23年12月末 (line with circles)



地区労働基準協会事務連絡打合せ会議を開催

1月10日（木）に第2回地区労働基準協会事務打合せ会議を建設会館において開催いたしました。

今回は、地区協会の書記さん方にも出席をお願いしましたので例年の事務打合せ会議の倍の出席者数となりました。

また、栃木労働局から中野監督課長と堀澤主任監察官のご出席をいただきました。

冒頭、当連合会の細谷専務理事から、全国安全衛生大会、栃木地方安全衛生大会への参加勧奨や開催協力に謝意を表し、今後も連携強化をお願いをしたあと、連合会広報誌の発行・配送状況、次年度の技能講習の計画状況等を説明いたしました。

また、中野監督課長はご挨拶に引き続いて最近の行政の特徴について、特に増加している労働災害の

発生が昨年後半から歯止めがかかり落ち着いてきたことや、労基署の窓口での相談は各種の賃金の支払い関係が多数を占めていること、昨年後半の各労基署の重点課題への取組状況、新聞への掲載状況等をグラフや切り抜き記事を使用して分かり易く説明していただきました。

その後、議事に入り、中災防や全基連の情報、連合会・各地区労働基準協会の主要取り組み状況や業務進捗状況について報告があり、年度末から新年度にかけての業務環境を確認することができ、また活動事例や事務処理の好事例の情報を共有することができました。

労災保険給付等において ゆうちょ銀行への振込が可能になりました。

休業（補償）給付を始めとする労災保険給付（労災年金を除く）の支払に当たっては、皆様の利便性を確保する観点から、平成25年2月12日よりゆうちょ銀行への振込が可能になりました。

各給付に係る請求書については、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。なお、ダウンロードの際には留意事項を必ずご確認ください。

(URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>)

詳細については、栃木労働局労働基準部労災補償課（電話028-634-9118又は各労働基準監督署まで）お問合せ願います。



《中災防情報》

中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

災害ゼロの明るい職場づくりを目指して、全社一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した中小企業（規模 10 人～ 99 人）に対し、無災害記録証が中災防から授与されます。詳しくは当連合会にお問い合わせ下さい。

当連合会のホームページでもご覧いただけます。

URL : <http://www.tochikiren.or.jp/>

[中小企業無災害記録証授与制度のあらまし]

表彰の対象となる事業場の要件

- ・中小企業（資本の額又は出資の額の総額が 1 億円以下又は常時使用される労働者数が 300 人以下の企業）
- ・労働者が 10 人以上 100 人未満の事業場

無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態がある一定の日数続いた場合に無災害記録の対象となります。

なお、本制度における休業災害とは、休業 1 日以上を言い、身体障害の対象となる不休災害を含みます。また、本制度においては、通勤途上災害は基本的には業務上における災害となりません。（ただし、企業・事業場の用意した交通手段（バスで移動する等）の事故に伴う災害は労働災害とし、無災害記録は継続されません。）

無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第 1 種から第 5 種までの 5 段階あり、記録日数は別表のとおりです。

第 2 種は第 1 種の 2 倍の日数、第 3 種は第 2 種の 1.5 倍の日数、第 4 種、第 5 種はその前種の各 1.5 倍の日数です。

無災害記録の起算は

業務上死亡又は休業災害等が発生した翌日から起算します。（ただし、労働しない日は除く。）
何らかの操業が行われた日（休日・半日稼働等）も 1 日として数えます。

記録の申請の仕方は

申請書を作成し、中災防都道府県支部を経て申請します。

現在達成している最上位の種類記録証についてだけ申請できます。

過去にさかのぼって申請することや（例：3 種を達成しているのに 1 種や 2 種について申請する）、記録達成後、無災害が中断した場合に過去に達成した種別以下の種別について申請を行うことはできません。

別表

中小企業無災害記録日数表

業種	規模区分														
	10人～29人					30～49人					50～99人				
	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)
林業	400	800	1,200	1,800	2,700	300	600	900	1,350	2,050	200	400	600	900	1,350
土石採取業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
土木建築業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
設備工事業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
食料品製造業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
たばこ製造業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
繊維工業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
衣服・その他の繊維製品製造業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	850	1,700	2,550	3,850	5,750
木材・木製品製造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
家具・装備品製造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
出版・印刷・同関連産業	1,250	2,500	3,750	5,650	8,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
化学工業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
石油製品・石炭製品製造業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
プラスチック製品製造業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
ゴム製品製造業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
なめし革・同製品・毛皮製造業	1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
窯業・土石製品製造業	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
鉄鋼業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
非鉄金属製造業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
金属製品製造業	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
一般機械器具製造業	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
電気機械器具製造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	800	1,600	2,400	3,600	5,400
輸送用機械器具製造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
精密機械器具製造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
上記以外のその他の製造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
電気・ガス・熱供給・水道業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
鉄道業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
道路旅客運送業	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
道路貨物運送業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
普通倉庫業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
通信業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
卸売・小売業・飲食店業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
自動車整備業	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
機械修理業	1,150	2,300	3,450	5,200	7,800	850	1,700	2,550	3,850	5,750	650	1,300	1,950	2,950	4,400
建物サービス業	1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
上記以外の事業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400

保存版

平成25年度各種技能講習等実施計画表

栃木労働局長登録教習機関 (社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日		講習科目等	会場	締切
4	8 (月) ~ 9 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	3/25 (月)
	15 (月) ~ 16 (火)	乾燥設備作業主任者技能講習	〃	4/ 1 (月)
	22 (月) ~ 24 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃	4/ 8 (月)
5	9 (木) ~ 10 (金)	安全管理者選任時研修	建設産業会館	4/25 (木)
	13 (月) ~ 14 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	4/30 (火)
	20 (月) ~ 21 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	〃	5/ 7 (火)
	30 (木) ~ 31 (金)	安全衛生推進者等養成講習	〃	5/16 (木)
6	3 (月) ~ 4 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	5/20 (月)
	10 (月) ~ 12 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃	5/27 (月)
	17 (月) ~ 18 (火)	プレス機械作業主任者技能講習	〃	6/ 3 (月)
	24 (月) ~ 25 (火)	鉛作業主任者技能講習	〃	6/10 (月)
7	1 (月) ~ 2 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	6/17 (月)
	8 (月) ~ 9 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	〃	6/24 (月)
	12 (金)	リスクアセスメント実務研修会 (中災防主催)	〃	6/28 (金)
	22 (月) ~ 24 (水)	第1種衛生管理者試験準備講習	〃	7/ 8 (月)
	29 (月) ~ 30 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	7/16 (火)
8	1 (木) ~ 2 (金)	安全衛生推進者等養成講習 (市町職員)	栃木県自治会館	7/18 (木)
	5 (月) ~ 7 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	建設産業会館	7/22 (月)
	19 (月) ~ 20 (火)	第2種衛生管理者試験準備講習	〃	8/ 5 (月)
	22 (木) ~ 23 (金)	安全衛生推進者等養成講習 (市町職員)	栃木県自治会館	8/ 8 (木)
	26 (月) ~ 28 (水)	第1種衛生管理者試験準備講習	建設産業会館	8/12 (金)
9	2 (月) ~ 3 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	8/19 (月)
	9 (月) ~ 10 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	〃	8/26 (月)
	11 (水) ~ 12 (木)	栃木KYTトレーナー研修 (中災防主催)	〃	8/28 (水)
	17 (火) ~ 18 (水)	乾燥設備作業主任者技能講習	〃	9/ 3 (火)
	26 (木) ~ 27 (金)	安全衛生推進者等養成講習	〃	9/12 (木)
10	5 (土)	衛生管理者試験受検直前模擬試験講習	建設産業会館	9/24 (火)
	8 (火) ~ 9 (水)	安全管理者選任時研修	〃	9/24 (火)
	21 (月) ~ 23 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃	10/ 7 (月)
	26 (土)	出張特別試験	宇都宮大学	—
	28 (月) ~ 29 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	10/15 (火)
	31 (木) ~ 1 (金)	プレス機械作業主任者技能講習	〃	10/17 (木)

	実施月日	講習科目等	会場	締切
11	11 (月) ~ 12 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	建設産業会館	10/28 (月)
	18 (月) ~ 19 (火)	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修 (中災防主催)	〃	11/ 5 (火)
	20 (水) ~ 21 (木)	乾燥設備作業主任者技能講習	〃	11/ 6 (水)
	25 (月) ~ 26 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	11/11 (月)
12	2 (月) ~ 4 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	建設産業会館	11/18 (月)
	9 (月) ~ 10 (火)	衛生管理者能力向上教育	〃	11/25 (月)
	16 (月) ~ 17 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	12/ 2 (月)
1	14 (火) ~ 15 (水)	安全衛生推進者等養成講習	建設産業会館	1/ 6 (月)
	20 (月) ~ 21 (火)	プレス機械作業主任者技能講習	〃	1/ 6 (月)
	27 (月) ~ 28 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	1/14 (火)
2	3 (月) ~ 4 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	建設産業会館	1/20 (月)
	13 (木) ~ 14 (金)	栃木KYTトレーナー研修 (中災防主催)	〃	1/30 (木)
	17 (月) ~ 19 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃	2/ 3 (月)
	24 (月) ~ 25 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	2/10 (月)
3	4 (火)	安全管理者能力向上教育	建設産業会館	2/18 (月)
	17 (月) ~ 18 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習	〃	3/ 3 (月)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、ダウンロードしてご利用下さい。

※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL 【 <http://www.tochikiren.or.jp> 】

(社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒 321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 E-mail: info@tochikiren.or.jp

【登録教習機関・栃木労働局長登録番号】

講習種別	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者等養成講習	第189号

労働基準法施行規則改正のお知らせ（平成 25 年 4 月 1 日施行）

労働契約の締結に際し、使用者が労働基準法第 15 条により労働者に対して明示しなければならない労働条件について、新たに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」が追加されました。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

第 15 条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
(第 2 項、第 3 項 略)

労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）（抄）

第 5 条 使用者が法第 15 条第 1 項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第 1 号の 2 に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第 4 号の 2 から第 11 号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りではない。

1 労働契約の期間に関する事項

1 の 2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

1 の 3 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

(第 2 号以下 略)

(第 2 項 略)

3 法第 15 条第 1 項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

※下線を付した箇所が、平成 25 年 4 月 1 日から改正される事項です。

改正を反映した新しいモデル労働条件通知書の書式例は、下記の URL から入手できます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/meiji/index.html

詳しくは、栃木労働局労働基準部監督課または最寄りの労働基準監督署までお問合せ願います。

地区労働基準協会めぐり⑤ (一社) 佐野労働基準協会



小雪が舞い散る1月下旬に(一社)佐野労働基準協会を訪問しました。

佐野市富岡町で平成19年3月まで開庁していた佐野労働基準署の旧敷地に隣接して、鉄筋コンクリート建てのしっかりした事務所がありました。

この事務所建設や土地取得は昭和58年に行ったそうですが、その時に資産保有や税金対策として社団法人を設立しました。県内の地区労働基準協会の中では最初の社団法人化だったそうです。また、佐野地区、葛生地区、田沼地区と3つの分会を置き、分会活動を通じて労働基準協会活動を推進していましたが、この分会制度は平成17年に廃止したそうです。

近年の大きな出来事は、何ととっても平成19年3月に佐野労働基準監督署が栃木労働基準監督署に統合されて佐野地区から

労働基準署の窓口が無くなったことだそうです。

地域にとっては、身近にあった行政サービス機関が無くなった訳で、地区協会の窓口は各種の相談や情報を得るために、以前にも増して会員事業場から頼りにされていることは想像に難くないところです。

統合されて6年近く経っている現在でも、労働基準署がどこにあるのか、という問い合わせが絶えないそうです。

また、時節柄か、賃金にかかわる相談、問い合わせも多いそうです。幸い、栃木労働基準署も説明会などを以前と同様に佐野地区でも開催してくれていると感謝していました。

現在の会員数は約470社で、栃木労働基準署の指導のもとに各種行事を実施していますが、中でも毎年、佐野市文化会館のホールで開催している地区安全衛生大会は、最近では地域のケーブルTVや文化会館の行事予定表で紹介されるようになって、会員事業場以外の方々の参加が増加しているとのことでした。

前回号でご紹介いたしました、栃木労働基準署は昨年からの災害増加に対処して、「栃木署管内「安全宣言」運動！教育講座」として17種の講座を計画・実施しており、佐野協会もその開催の一端を担っているとのことでした。

ただ、12月末の災害統計では減少傾向を示せなかったことが、残念なようでした。しかし、労働安全衛生活動がすぐに効果を表すことは難しく、また教育・研修を通じて各職場・各階層にしっかりと浸透するよう運動を展開してきましたので、現在の数字には抑制効果が反映している自負して更に運動をつづけていきたいと前向きなお話でした。

川崎 誠会長さんには、昨年3月末の一般社団の移行手続きに際して、迅速に相談にのり、また指示をいただきたき有難かったとのことでした。

専務の中島秀夫さんは、以前は葛生分会の事務局を担当したり、「葛生の原人まつり」開催などに携わってきたそうですが、最近は休日に県内各所にハイキングに出かけてかけて自然を満喫したり、またJQACの経営品質協議会のセルフアセッサーとして15年来、企業の経営品質改善の申請内容の審査、調査研究にも時間を割いているとか、勉強家の一面を語っていただきましたが、「実は小学2年生をはじめ3人の孫と遊ぶのが何よりの楽しみ」と相好を崩しました。

餅ツキをしたり遊び道具を手作りしたりと、お孫さんと関わるアイデアはいっぱいあるようでした。

書記の亀山久子さんは「あまり書いてもらうことはないです。」と言いながらも、スポーツは見るのもやるのもどちらも好きで、バレーボールは娘さんともども楽しんでいたとのことでした。スポーツウーマンなんですね。

めったに休暇らしい休暇をとったことがなく、風邪で1~2日休んだだけ、と中島専務さんが仕事熱心さとの確かな事務処理を讃えていました。御身ご自愛下さい。

事務所の南側の花壇で越冬中のパンジーがいくつかの花をつけて頑張っていました。来所した会員さんの話声が聞こえてくるような事務所でした。



(一社) 佐野労働基準協会

地区労働基準協会情報

(社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 3月12日(火) 改正労働契約法等説明会・
中小企業経営改善セミナー(共催)
とちぎ福祉プラザ
- ② 3月14日(木)・15日(金) 第2回職長教育
栃木県護国会館
- ③ 3月22日(金) 宇都宮地区THP推進協議会総会
ホテル丸治
- ④ 4月25日(木) 総務部会・理事会(予定)
ホテル丸治
- ⑤ 4月予定 雇入れ時等の教育
会場・未定

(お知らせ) 解散並びに設立総会を5月13日(月)に戸祭元町のアピアにおいて開催予定です。

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 3月2日(土) 健康づくり実践教室(THP共催)
アキレス(株)
 - ② 3月14日(木) リスクアセスメント発表会
(MS研究会共催)
足利市民プラザ
 - ③ 3月22日(金) 平成24年度第4回理事会
足利市民プラザ
 - ④ 4月6日(土)～9日(火) フォークリフト運転技能講習会
(わたらせ技能講習センタ協力)
 - ⑤ 4月11日(木) 平成24年度会計監査
協会事務所
 - ⑥ 4月18日(木) 平成25年度役員会・理事会
足利市民プラザ
- (お知らせ) 平成25年度通常総会・会員懇親会を5月17日(金)午後3時から足利プリオパレスにおいて開催します。

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 3月22日(金) 栃木労基署管内「安全宣言運動」に係る
各災防団体会長会議
ニューアプロニー
 - ② 4月9日(火) 一般社団法人栃木労働基準協会理事会開催
小山グランドホテル
- (お知らせ) 平成25年度通常総会を5月15日(水)に開催予定です。

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 3月2日(土) 佐野地区THP推進協議会第2回研修会
佐野市医師会
 - ② 3月6日(水) 佐野プレス災害防止協議会会員事業
場相互見学会
Hマリアージュ仙水集合
 - ③ 3月7日(木) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
 - ④ 3月17日(日) 玉掛技能講習修了者を対象とした
クレーン取扱業務等特別教育
オグラ金属(株)
 - ⑤ 3月22日(金) 「安全宣言運動」戦略会議
ニューアプロニー
 - ⑥ 3月27日(水) 第4回理事会
佐野市勤労者会館
 - ⑦ 4月24日(水) 第1回理事会
佐野市勤労者会館
- (お知らせ) 平成25年度通常総会を5月22日(水)午後3時からHサンルート佐野において開催します。

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 3月予定 産業安全部会
会場・未定
- ② 3月予定 労務管理部会
会場・未定
- ③ 3月予定 労働衛生部会
会場・未定
- ④ 4月12日(金) 雇入時教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 4月15日(月) 総務部会
鹿沼市民情報センター
- ⑥ 4月19日(金) 理事会
鹿沼市民情報センター
- ⑦ 4月予定 プレス災防協役員会
会場・未定

(社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 3月8日(金) 総務部・産業安全部・労働衛生部
合同部会
グランドホテル愛寿
- ② 3月15日(金) 正副会長会議
大田原監督署

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 3月4日(月) 玉掛け作業業務従事者安全衛生教育
大沢公民館
- ② 4月予定 日光労働基準協会 会計監査
協会事務所
- ③ 4月予定 日光労働基準協会 正副会長、担当理事、
専門部長合同会議
会場・未定
- ④ 4月予定 日光地区THP推進協議会
理事会並びに通常総会
会場・未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 3月5(火)・6日(水) 職長教育
真岡市公民館
 - ② 3月7(木)・8日(金) 安全管理者選任時研修
真岡市公民館
 - ③ 3月11日(月) 健康づくり研修会(後期)
真岡商工会議所
 - ④ 3月12(火)～15日(金) フォークリフト
運転技能講習
(林災防栃木県支部協力)
真岡市公民館
 - ⑤ 4月17日(水)・18日(木) はい作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力)
真岡市公民館
 - ⑥ 4月10日(水) 総務部会、労務管理部会合同会議
真岡市青年女性会館
 - ⑦ 4月11日(木) 安全部会、衛生部会合同会議
真岡市青年女性会館
- (お知らせ)平成25年度総会、THP総会を5月21日(火)にグランドホテル静風で開催します。

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 改正高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正の主なポイント

高年齢者雇用安定法が改正され、平成25年4月1日から、国内のすべての企業は

- ① 65歳以上までの定年引上げ
- ② 希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度
- ③ 定年の定め廃止

のいずれかの対応が求められます。

* 労使協定により継続雇用する対象者を限定する基準を設けることはできなくなります。

●平成37年までは経過措置として、厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢以降の人に、対象者を限定する基準を適用することが可能です。

● 労使協定で定める基準に該当するものを65歳まで継続する制度を導入している事業主は、今回の法改正に伴い、本年3月31日までに就業規則を変更し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。

※詳しくは、最寄りのハローワーク又は職業対策課(028-610-3557)へ お問い合わせください。

技能講習の講習料が平成 25 年度から改訂されます

(社) 栃木県労働基準協会連合会の実施する各種技能講習の講習料がそれぞれ新年度から改訂されます。

講習料は、新年度から消費税を別枠で表示して、講習料の総額は、講習料、消費税、テキスト代(税込)の合計額となります。

また、テキストを購入しなくても受講できますが、講習においては法律改正等の都度改訂された最新のテキストを使用しますので、旧版のテキストでの受講は分かりにくいことがありますからご注意ください。

なお、平成 25 年度から、地区労働基準協会の会員事業場の特典として、テキストを 1 割引(10 円未満は切り上げ)で頒布いたしますので、申込み用紙の記入、受講料の振込時等には該当金額にご注意ください。

改訂した新しい受講料金額は申込用紙(HP からダウンロード可)に、一覧表は HP に掲載しておりますので確認して下さい。

「特別な休暇制度等」の導入事例集の H24 年度版の完成のお知らせ

平成 24 年 10 月 15 日に栃木市で開催しました「特配セミナー」において、「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度(特別な休暇制度)」の最新の導入事例集が出来次第、お知らせするとお約束しましたが、この度完成いたしましたので、次の HP からダウンロード出来ますのでお知らせします。

<http://www.kyukaseido.jp/download/index.html>

(TRC・東京海上日動リスクコンサルティング(株)の HP にて)

栃木県労働基準協会
後記

厳寒の 2 月のある日、突然南風が吹き 20℃にもなり、メリー・ポピンズが黒いパラソルで飛んでくるかと思っていたら、氷雨、雪、冷たい北風、、、ホッカイロが欲しくなりました。

春は名のみ♪ 今号で「安全まんが」が諸般の都合(?)で配信停止となり終了となりました。ご愛読ありがとうございました。毎年 4 月 1 日施行の法令改正がありまして、今年もありそうです。窓口の有効活用をお願いします。間もなくサクラ咲く季節です。(藤田)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211